

第2号様式（2）

沖縄県が提供を受ける電気通信役務に係る一般競争入札について

沖縄県が提供を受ける電気通信役務に係る一般競争入札を次のとおり公告する。

平成25年10月4日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 一般競争入札に附する事項

（1）件名

入札の対象となる役務は、以下のとおりである。

沖縄県総合行政情報通信ネットワークの電気通信役務の提供に関する契約（本島）

（2）提供場所

県庁舎及び市町村庁舎（詳細は仕様書の別紙「接続箇所一覧」を参照）

（3）期間

役務のサービス提供期間は、以下のとおりである。

平成25年12月1日から平成27年3月31日までとする。

また、回線試験期間、回線開通日等の詳細な日程は、落札した通信事業者と別途協議する。

（4）役務概要

（1）については、広域イーサネット回線の調達により、対象機関を接続し、電気通信役務を行うものである。詳細は、入札説明書及び仕様書による。

（5）契約に係る留意事項

（3）に記載の期間に関わらず、現在、県が行っている沖縄県総合行政情報通信ネットワークの再整備事業で、別途有線回線の整備が完了した市町村については、随時契約を解約出来るものとする。

その他、翌年度以降において当該契約に係る予算が成立しなかった場合、契約を解除する場合がある。

2 入札参加資格

本入札に参加できる者は、以下のすべてを満たす法人とする。

（1）電気通信事業法（昭和59年法律86号）に定める電気通信事業者として、沖縄県内に営業窓口（本社、支店、営業所のいずれか）を有する者、又は、沖縄県内において同種の電気通信役務提供を行っている者であること

（2）LGWAN-ASPサービスとして登録されている通信サービスを提供できる者であること

（3）資本金が500万円以上の者であること

（4）営業年数が平成25年4月1日現在において2年以上の者であること

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、厚生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く。）。

4 入札参加資格の申請方法等

- (1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書のほか関係書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (2) 申請書等は次のとおりとする。
 - ア 申請書等提出確認票（第1号様式）
 - イ 一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）
 - ウ 総務大臣から電気通信事業を行うことを認められた証明書の写し
 - エ 登記簿謄本
 - オ 直近2年分の決算報告書又は貸借対照表
 - カ 県税（法人事業税、法人県民税）に関し未納がないことの証明書
 - キ 電気通信役務の提供に関する障害対応体制説明書（第3号様式）
 - ク 沖縄県内における営業窓口の設置状況を確認できる書類
 - ケ LGWAN-ASPサービスとして登録されている通信サービスの種類等を示す書類
 - (3) 申請書等の入手方法
申請書等は、別添ファイルをダウンロードして入手すること。郵送等による申請書等の配布は行わない。
 - (4) 申請書等の提出期間、提出場所等
 - ア 期 間 この公告の日から平成25年10月22日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - イ 時 間 午前9時から午後5時まで
 - ウ 場 所 沖縄県企画部情報政策課地域情報通信班
 - エ 提出部数 1部
 - オ 申請書等は、持参又は書留郵便により提出するものとする。ただし、郵送によるものは、提出期限内に届くようにすること。なお、申請に際しては、代表者の住所及び名称を記載した返信用封筒（返信用410円切手を貼った長形3号）を添付すること。
 - (5) 申請書等の作成説明会

実施しない

(6) 競争入札参加資格の確認結果

返信用封筒により、競争入札参加資格確認通知書を平成25年10月25日(金)に申請者あて通知する。

(7) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 沖縄県は、提出された申請書等を公表し、又は無断で他の用途に使用しないものとする。

ウ 添付ファイルは、1つのファイルにシートが複数あるものが含まれるため、ダウンロードの際には注意すること

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、沖縄県に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることが出来る。

(2) (1)の説明を求めようとする場合、平成25年10月23日(水)までに書面により、持参して行わなければならない。

(3) 沖縄県は、説明を求められた場合、平成25年10月25日(金)までに書面により、説明を求めた者に対し、回答する。

6 契約条項等の縦覧

本業務に係る契約書案及び仕様書等は、次のとおり縦覧に供する。

(1) 縦覧期間 平成25年10月4日(金)から平成25年10月21日(月)まで
(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 縦覧場所 沖縄県企画開発部情報政策課地域情報通信班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号098-866-2036

(3) 契約条項等に関する質問がある場合には、書面により、平成25年10月23日(水)までに、(2)の縦覧場所に持参又は郵送によって提出すること。ただし、郵送の場合、提出期間内に到達するようにすること。

(4) (3)の質問に対する回答は、平成25年10月21日(月)に、(2)の縦覧場所において、縦覧に供する。

7 入札説明書の入手方法

説明書は別添ファイルをダウンロードして入手すること。郵便等による配布は行わない。

8 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時：
沖縄県総合行政情報通信ネットワークの電気通信役務の提供に関する契約(本島)
平成25年10月30日(水)午後2時
- (2) 場所：沖縄県庁14階 防災無線統制室
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号098-866-2036

9 入札方法等

入札時において、提出すべき書類は、入札書、競争入札参加確認通知書の写しとする。
その他詳細については、入札説明書を参照すること。

10 契約書の作成等

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約は、沖縄県と落札者の2者による契約とする。

11 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 過去2年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと、認められるとき。
- (2) 保険会社との間に県を被保険者とする保証契約を締結したとき

12 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、沖縄県財務規則の定めるところによる。
- (2) この公告に関する問合せは、次のとおりとする。
沖縄県企画部情報政策課 地域情報通信班
〒900-8750 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
電話番号 098-866-2036